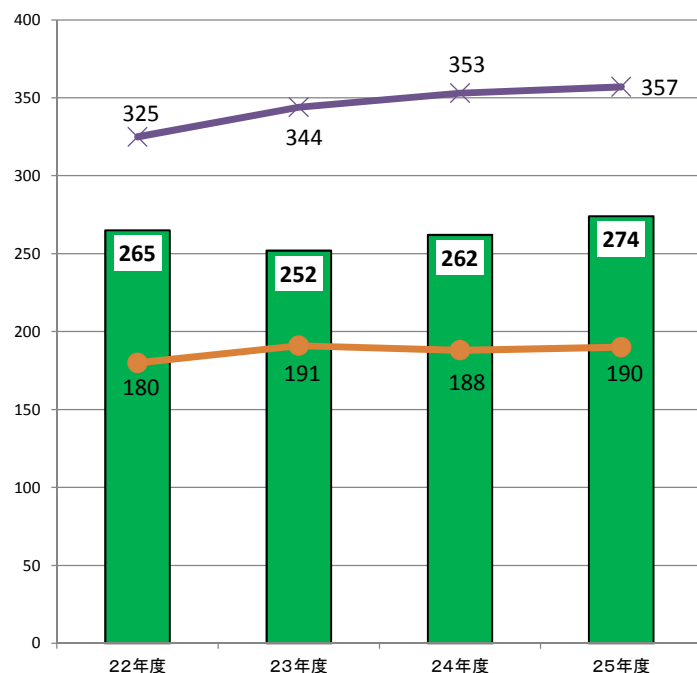


各大学等における現状の運用と課題等 ①

(職務発明制度等に関する大学等における運用と課題の調査結果等)

- 特許関係実績がある機関の多くにおいては、職務発明規程を設けていると想定される状況。
- 特許を受ける権利等の運用について、基本的に機関帰属としている大学等が多い状況。

職務発明規程が整備されている機関数



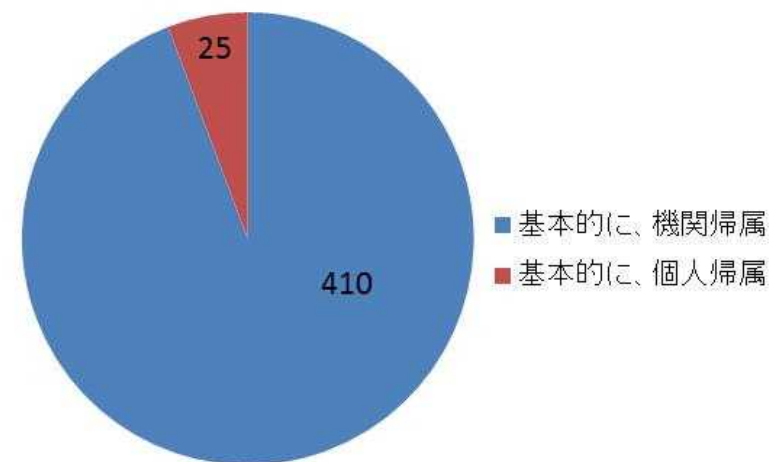
■ 特許関係実績がある機関数

✕ 職務発明規程(教職員のみ)

● 職務発明規程(学生を含む)

※「特許関係実績がある機関」: 当該年度に特許出願件数、特許権実施等件数、特許権実施等収入のいずれかがあった機関

発明の帰属について



※「基本的に、機関帰属」、「基本的に、個人帰属」のいずれも、例外設定があるもの(原則としての運用であるもの)についても包含していることに留意。

各大学等における現状の運用と課題等 ②

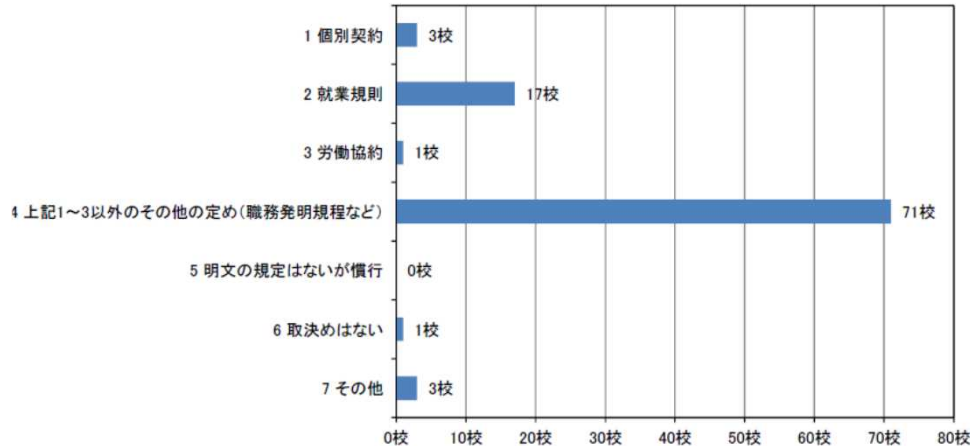
(職務発明制度等に関する大学等における運用と課題の調査結果等)

- 権利の承継、対価の額等に関する取決めは、職務発明規程等で行っている組織が多い状況。
- 対価を決定するための基準を策定する際の協議は、労働組合の代表者よりも、各組織(学部、学科等)の代表者、教職員の代表者を行っている機関が多い状況。

権利の承継、対価の額等に関する取決め形態

質問：貴大学は、教職員とどのような形態で職務発明に係る権利の承継、対価の額などについての取決めを交わしていますか（複数回答可）。

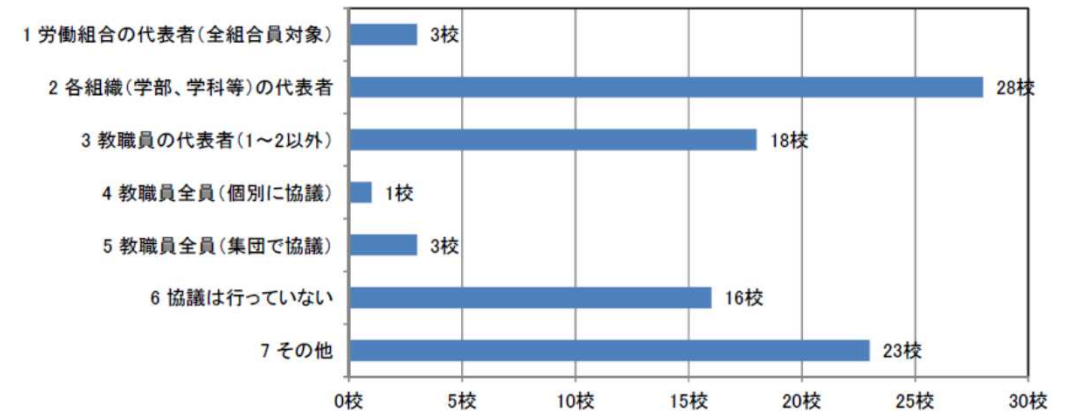
図 4-6-2 職務発明に係る権利の承継、対価の額などの取決め形態
(回答のあった 81 校)



協議について

質問：貴大学において、対価を決定するための基準を策定する際に、どなたと「協議」を行いましたか（複数回答可）。

図 4-6-6 基準策定時の協議
(回答のあった 81 校)



各大学等における現状の運用と課題等 ③

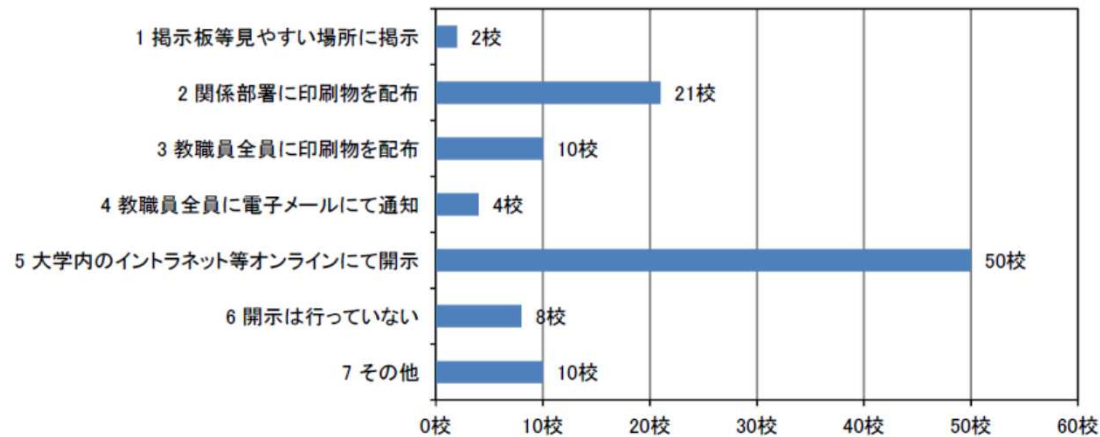
(職務発明制度等に関する大学等における運用と課題の調査結果等)

- 対価を決定するために策定した基準の開示は、イントラネット等オンラインにて行っている機関が多い状況。
- 対価の額の算定に関する意見の聴取を行っていない機関も多い状況。

開示について

質問：対価を決定するために策定した基準を、どのように教職員に対して「開示」を行いましたか（複数回答可）。

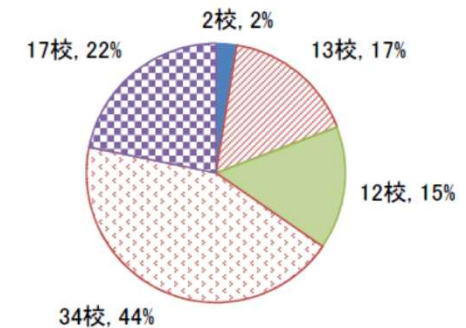
図 4-6-7 策定した基準の開示
(回答のあった 81 校)



意見の聴取について

質問：対価の額の算定について、発明者である教職員からどのように意見を聴取しましたか。

図 4-6-8 対価の額に関する教職員からの意見聴取の方法
(回答のあった 81 校)



- 1 教職員一人一人から聴取
- 2 教職員の代表に対し聴取(共同発明者のうち代表の一人から聴取する等)
- 3 要望のあった教職員から聴取
- 4 意見の聴取は行っていない
- 5 その他

各大学等における現状の運用と課題等 ④

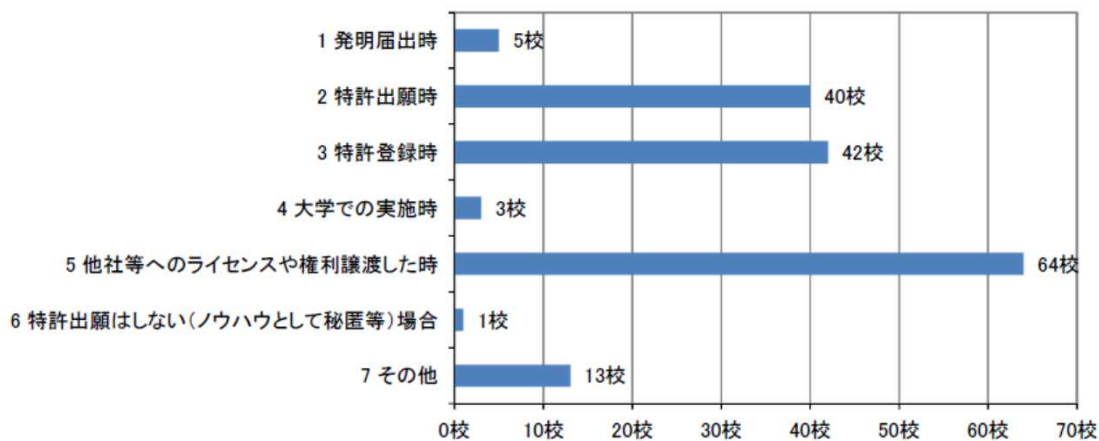
(職務発明制度等に関する大学等における運用と課題の調査結果等)

- 職務発明に対する対価は、ライセンスや譲渡を行ったタイミングで支払う機関が多く、特許出願時、特許登録時に支払う機関も多い状況。
- ライセンス料の配分を、大学側、発明者側(研究室を含む)にそれぞれ5割ずつとする機関が最も多い状況。

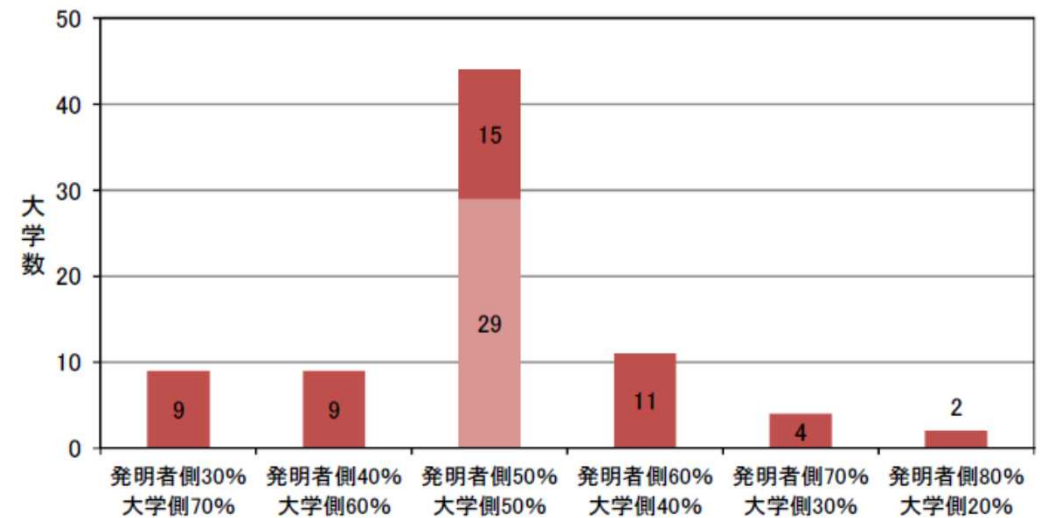
対価の支払タイミングについて

質問：職務発明を行った発明者に支払う対価（金員）のタイミングについて、ご回答ください（複数回答可）。

図 4-6-9 対価の支払タイミング
(回答のあった 81 校)



ライセンス料の配分比率について 大学等組織側と発明者側(研究室を含む)



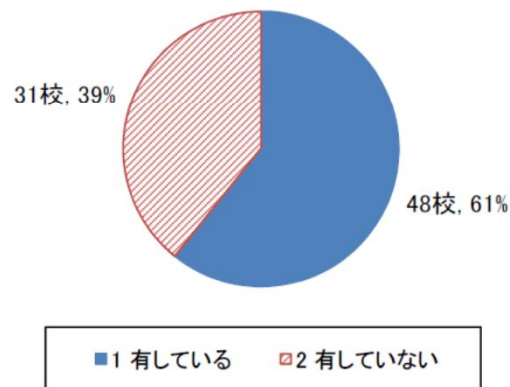
各大学等における現状の運用と課題等 ⑤ (職務発明制度等に関する大学等における運用と課題の調査結果等)

- 学生の自由発明の取扱いの取決めを有している機関が半数以上ある状況。
- 学生の自由発明の取決めについて、学生との合意は個々の発明時が多い状況。

学生の自由発明の取扱いの取決めについて

質問：貴大学は、学生の行った発明（自由発明）の取扱いについての取決めを有していますか。

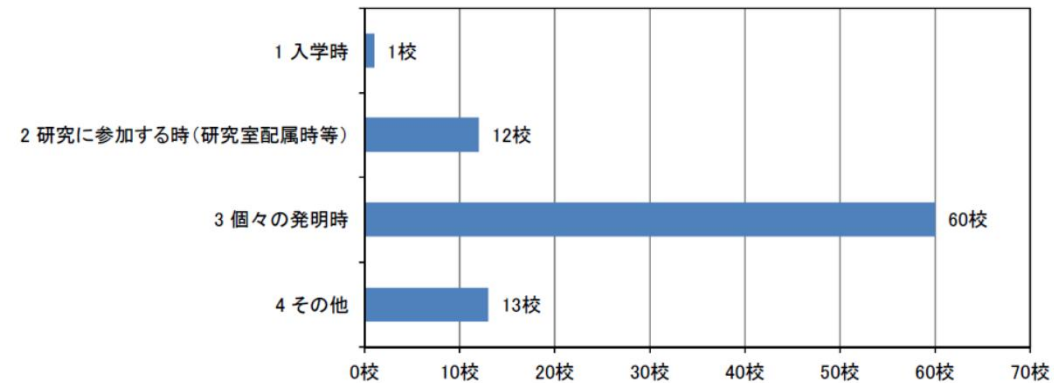
図 4-6-15 学生の行った発明（自由発明）の取扱いについての取決め
(回答のあった 79 校)



学生の自由発明の取決めに係る合意時期について

質問：学生の行った発明（自由発明）の取決めについて、学生との合意はいつの段階で行われていますか（複数回答可）。

図 4-6-16 学生の行った発明（自由発明）の取決めに係る学生との合意の時期
(回答のあった 81 校)



各大学等における現状の運用と課題等 ⑥

(職務発明制度等に関する大学等における運用と課題の調査結果等)

- 職務発明の取決めに関連した問題について、特段ないとしている機関が多いが、退職者の取扱いを挙げている機関も複数ある状況。
- 学生の自由発明の取決めに関連した問題について、特段ないとしている機関が多いが、権利の承継についての問題を挙げている機関も複数ある状況。

職務発明の取決めに関連した大学等での問題等

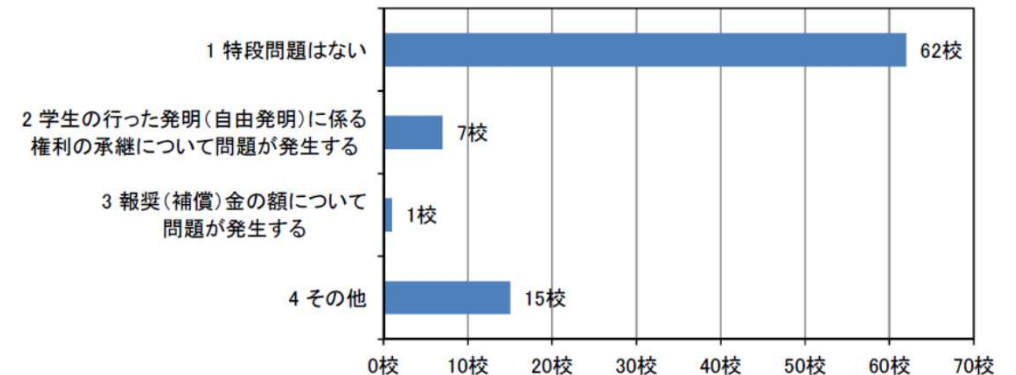
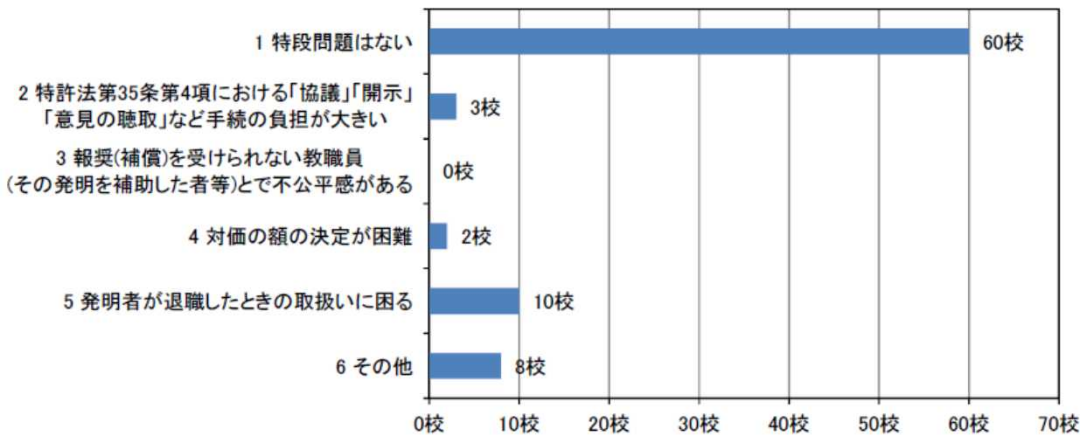
学生の自由発明の取決めに関連した大学等での問題等

質問：貴大学における職務発明についての取決めに関連して、貴大学で問題となっていることはありますか（複数回答可）。

質問：学生の行った発明（自由発明）の取決めに関連して、問題となっていることはありますか（複数回答可）。

図 4-6-1 職務発明の取決めに関連した問題について
(回答のあった 81 校)

図 4-6-13 学生が行った発明（自由発明）の取決めに関連した問題について
(回答のあった 81 校)



各大学等における現状の運用と課題等 ⑦

(職務発明制度等に関する大学等における運用と課題の調査結果等)

これまでのヒアリング調査等に基づいて把握される、各大学等で抱えている課題や懸案事項等

●職務発明の該当性について

・職務発明と自由発明の判断が、大学等組織側と発明者側とで見解が相違するケースが存在する。初めから法人帰属とした場合においても、職務発明該当性の判断が必要と考えられる。

●特許を受ける権利の帰属について

- ・所定の条件に係る発明については、原始的機関帰属とする運用を検討しているところ、その場合の留意点について整理が必要と考えている。
- ・原始的機関帰属とした場合における機関が特許出願しない時について、発明者への権利譲渡の在り方、ノウハウ化する際の留意点等について、運用に戸惑いがある。

●相当の利益について

- ・相当の利益に関する一括払いの運用について、具体的に想定できていない。
- ・相当の利益に関する金銭以外の運用について、具体的に想定できていない。
- ・職務発明制度に係る運用を現在から変更しない場合において、再度協議を行う必要があるのか懸念がある。
- ・相当の利益の内容を決定するための基準の策定に係る協議を、部局の代表者が教員を代表して協議等によって行うといった大学等における運用が、特許法35条において求められる協議として認められるか明確化することが望まれる。
- ・相当の利益の内容の決定に係る意見の聴取は、大学等においても行わないといけないのか否か検討しているところである。また、意見の聴取(異議申立制度も含む)について、具体的な運用の在り方(メンバー構成等)についても、検討を要する。
- ・退職者に対する職務発明に係る相当の利益の支払いにおいて、連絡・確認作業の負担が過度に大きくなっている実状がある。

●学生発明の取扱いについて

・学生が生み出した発明について、取扱いを如何にすべきか検討課題がある。例えば留学生が行った発明を、機関が適切に把握できないケースや相当の利益を適切に付与し難いケースなどについて、懸念が示される場所である。

●その他

- ・クロスアポイントメントを行っている研究者が創出した発明について、職務発明の取扱いに関する検討が十分にできていない実状がある。
- ・法改正後、新規性喪失の例外に対する運用が変更無く可能であるのかについて運用上の懸念がある。